

同志社大学国文学会会則

第一章 総 則

第一条 本会は同志社大学国文学会と称する。

第二条 本会は国文学・国語学及び国語教育の研究を目的とする。

第三条 本会の会員は同志社大学国文学専攻に属する左記のものとする。

- 1 専任教員
- 2 学部在學生
- 3 大学院學生
- 4 学部卒業生
- 5 大学院卒業生

但し、特に入会を希望し、評議員会の認められたものは会員になることができる。

第四条 本会の事務所を同志社大学文学部国文学研究室におく。

第二章 事 業

第五条 本会の第二条の目的を達成するために左記の事業を行う。

- 1 研究会の開催
- 2 講演会の開催

3 機関誌の発行

4 研究上必要な調査・見学

5 その他、目的達成に必要な事項

第三章 組織及び役員

第六条 会長は会を代表する。会長は専任教員の互選による。

第七条 評議員会は総会に準ずる議決機関である。

第八条 評議員の選出は左記による。

- 1 専任教員 全 員
- 2 学部在學生 一 部 十二名
二 部 四名
- 3 大学院在學生 一 名
- 4 学部卒業生 二 名
- 5 大学院卒業生 一 名

但し、4・5項については会長がこれを委嘱する。

第九条 常任委員会は会務の企画、立案、執行に当る。

第十条 常任委員の選出は左記による。

- 1 専任教員 四 名
- 2 学部在學生（二部生一名） 五 名
- 3 大学院在學生 一 名
- 4 学部及び大学院卒業生 各 一 名

但し、4項については会長がこれを委嘱する。

第十一条 会計監査は二名とし、評議員会が委嘱する。

第十二条 役員の任期は一年とする。但し、再選をさまたげない。

第十三条 第三条の各項の会員はそれぞれの部会を設けることができる。

第四章 総 会

第十四条 総会は本会の最高の決議機関である。

第十五条 総会の開催は左記による。

- 1 定期総会は年一回これを開かねばならない。
- 2 臨時総会は評議員会又は常任委員会が必要と認め
た時、これを開くことができる。
- 3 会員の五〇名の要請があれば、臨時総会を開かね
ばならない。

第十六条 総会は出席会員によって成立する。

第十七条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同
数の場合は議長がこれを決する。

第五章 会 計

第十八条 本会の会費は年額二五〇円とする。

第十九条 本会の会計年度は四月一日より翌年の三月三十一日迄と
する。

第六章 補 則

第二十条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上の
同意を要する。

第二十一条 本会則の発効は昭和四十年四月一日とする

同志社大学国文学会会則

編集後記

第四号が出てから丸二年ぶりに、本号が発刊されることになつた。本誌は、創刊以来、年一回発行してきている。第五号は当然昨年度中に出ているはずであったが、学園紛争の余波を受けて、休止せざるを得なかつた。

その間、埋もれたままになっていた原稿もあるし、号数の遅れもとりもどさねばならない。そういう事情から、本号は便宜上第五・六合併号とし、質・量とも倍大号としての実をそなえることを期した。

掲載論文中、黒沢幸三「靈異記における類話の考察」は、本学会活動の一環として、卒業生・修了生を中心に行なわれている、靈異記研究会での発表をもとにしたもの、また、勝矢啓子「紫上創造の意味」は、卒業論文を、枚数のつごうで一部割愛して、書き改めたものである。その他、本号の執筆者には、別記のとおり、本学出身の若い人が多い。(小森)